

# リレーションシップ・バンキング行政の下における 地域銀行の中小企業金融円滑化法への取り組み —各行のディスクロージャーデータを用いた分析—\*

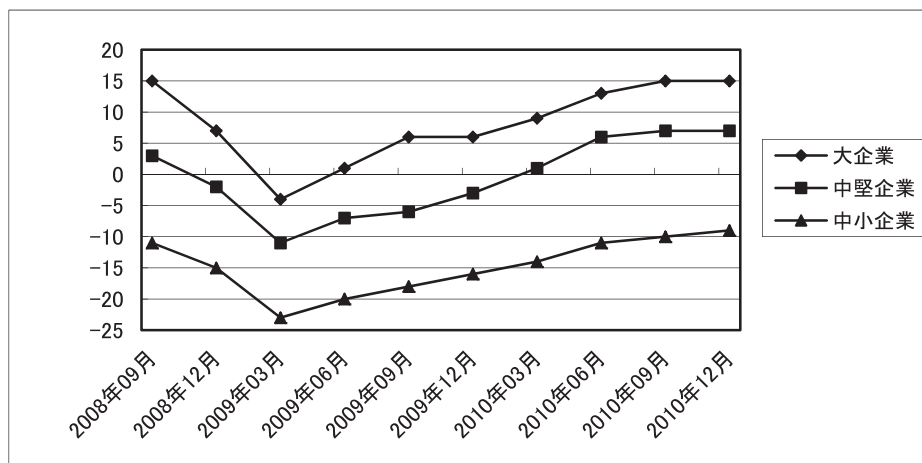
近 藤 万 峰\*\*

(愛知学院大学商学部准教授)

## 1. はじめに

2008年秋におけるリーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した金融危機は、欧米ほどではないにせよ、わが国の経済や金融市場にもダメージを与えた。その中でも、日本経済の支柱である中小企業への資金供給が滞ってしまうことが、特に懸念されていた。図1に、企業の資金繰りDIの推移を示したが、リーマン・ショック直後から同年度末に当たる2009年3月にかけて、あらゆる規模の企業の資金繰りが大きく悪化していることが分かる。とりわけ、中小企業の資金繰りに注目すると、規模の大きい企業に比べ、著しく厳しい状況が一貫して続いている上、リーマン・ショック直後の水準に回復するまでに、極めて長い歳月を要しているのである。

図1. 資金繰りDIの推移



(出所)「全国企業短期経済観測調査」(日本銀行)

\* 本研究は、名古屋大学大学院における研究プロジェクト(代表:家森信善教授)のメンバーの1員として行ったものである。

\*\* 1973年愛知県生まれ。1997年名古屋大学経済学部卒業。2003年名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。名古屋大学大学院経済学研究科助手、愛知学院大学商学部専任講師などを経て、2007年から同准教授。博士(経済学)(名古屋大学)。愛知県中小企業金融施策検討委員会委員委嘱(2006年度)。生活経済学会奨励賞受賞(2010年)。日本金融学会、日本経済学会、生活経済学会に所属。著書(単著)に『ポスティブな金融機関の行動—新しい時代のリテール金融の確立に向けて—』(成文堂、2009年)がある。

こうした状況を受け、政府は、中小企業への資金の流れを滞らせないようにさせるべく、様々な施策を講じてきた。例えば、リーマン・ショック直後にとられた施策としては、緊急保証制度（2008年10月施行）が挙げられる<sup>2)</sup>。それまでは、金融機関の信用保証付き融資が焦げ付いた際、原則として、その損失の80%を信用保証協会が肩代わりする（換言すれば、20%分の損失を金融機関が負担する）責任共有制度がとられていたが<sup>3)</sup>、金融機関による中小企業への資金供給が滞ってしまうのを防止すべく、信用保証付き融資のデフォルトリスクを信用保証協会が100%請け負う緊急保証制度が、特例措置として導入されることとなったのである。もちろん、こうした措置の安易な導入は、金融機関による安直な融資審査やモニタリングなどのモラルハザードを誘発する恐れがあるが、平時とは異なる状況の下、中小企業への円滑な資金供給をより優先させた帰結と解釈することができるだろう<sup>4)</sup>。

また、2009年12月には、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、中小企業金融円滑化法）が施行された。同法は、中小零細企業や住宅ローンの借り手が、金融機関から受けた融資の返済に困難をきたし、返済期限の猶予や金利減免等の借入れ条件の変更を申し出てきた際、その要望にできるだけ応じる努力義務を金融機関に課すという内容のものである。実際に要望に応じるかは、努力義務とされているものの、実行状況の報告・開示が金融機関に義務づけられていたり、条件変更に応じた場合でも、経営再建が見込まれる場合は、当該債権を不良債権に分類しなくても良いとするなど、金融機関に実行を促すための仕掛けも整備されている。

もちろん、同法に基づく返済条件の変更の安易な実行は、問題の先送りに他ならず、金融機関が多額の潜在的な不良債権を抱え込んだ結果、金融機関の経営、ひいては、金融システムが不安定化する恐れがあるし、本来であれば、市場から退出すべき企業が存続し続けることにより、金融機関の将来損失の拡大や景気回復の遅れにつながってしまう可能性も否定できない<sup>5)</sup>。しかし、高い技術などの実力を持っているものの、景況の著しい悪化に伴い、一時的な経営難や資金繰り難に陥っている多くの企業を、それが理由で破綻に追い込むことは、将来の日本経済にとって大きなマイナスにつながる可能性も忘れてはならないだろう。とりわけ、リレーションシップ・バンキングの実践が求められている地域金融機関については、その理念に従えば、ハード情報に加え、これまでの長期継続的な取引関係によって蓄積してきたソフト情報を的確に分析した結果、資金繰り難や経営難が、景況の悪化に付随する一時的なものであると判断されるのであれば、そうした企業へは、積極的に救済の手が差し伸べられることが強く期待されるのである。

そこで、本稿では、リレーションシップ・バンキングの実践が強く要求されている環境の下において、地域銀行が、中小企業金融円滑化法へどのように取り組んでいるかを分析することを目的としている。具体的には、同法の実行状況の特徴を時系列での推移に基づいて探っていくとともに、どういった属性を持つ地域銀行が、同法に基づく返済条件の変更に積極的に応じているかを明らかにしていくこととしたい。

本稿の構成は、以下の通りである。第2節では、中小企業金融円滑化法の実行率、および審査中率の時系列での推移をもとに、同法の実行状況を明らかにする。第3節では、推定モデルとデータについて説明する。第4節では、分析結果を示し、同法の実行に積極的な地域銀行の属性を考察する。第5節では、

<sup>1)</sup>リーマン・ショック後に、政府と日銀によって実施されてきた中小企業金融円滑化のための施策の詳細は、家森・近藤（2011）を参照。

<sup>2)</sup>ただし、緊急保証制度を導入する直接の契機は、リーマン・ショックではなく、原材料価格の高騰に対応するためであり、2008年8月にすでに施行が決定されていた。

<sup>3)</sup>2007年10月の申し込み受付分から実施されていた。

<sup>4)</sup>なお、信用保証制度に関する学術的研究書には、家森（2004）がある。

<sup>5)</sup>バブル崩壊後、不良債権の顕在化を避けるために、わが国の金融機関によって追い貸しが行われていた可能性が、佐々木（2000）、Tsuru（2001）、櫻川（2002）、杉原・笛田（2002）などによって指摘されている。また、Kondo（2006）は、1990年代前半におけるわが国の銀行の融資行動が、バブル期の延長線上のものであったことを示している。金融機関のこうした不適切な行動が、バブル崩壊後のわが国の不況をいわずらに長引かせた可能性がある。

本稿の結論をまとめるとともに、今後の研究課題を展望する。

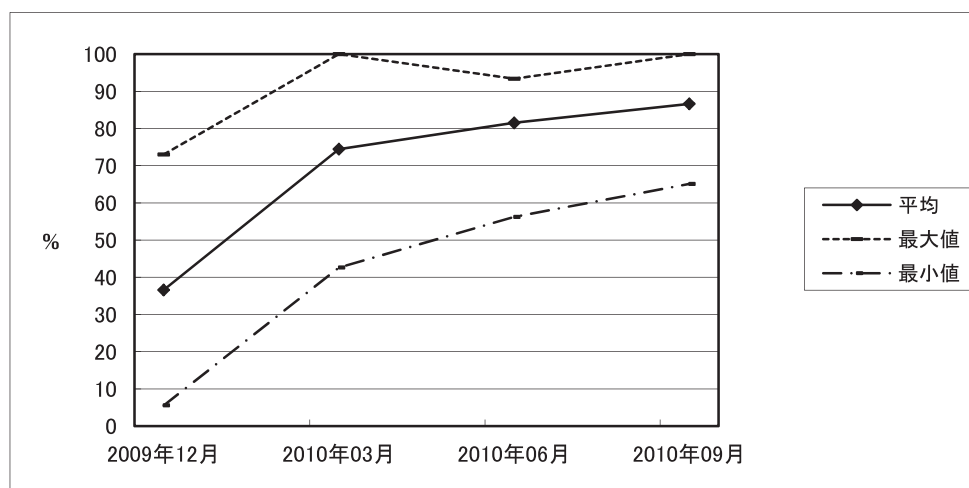
## 2. 中小企業金融円滑化法の実行状況

### (1) 実行率の推移

#### (i) 総申し込み件数を分母にとって算出したケース

本稿の分析では、各銀行のホームページにおいて公表されている中小企業金融円滑化法の実施状況を個別に調べ、それを基に作成したデータを用いることとする。まずは、企業からの同法に基づく申し込みの実行状況を明らかにしよう。各行の実行件数を総申し込み件数で除した実行率の平均値の推移を図2に示した<sup>9)</sup>。

図2. 実行率の推移



(出所) 各行のディスクロージャーデータ

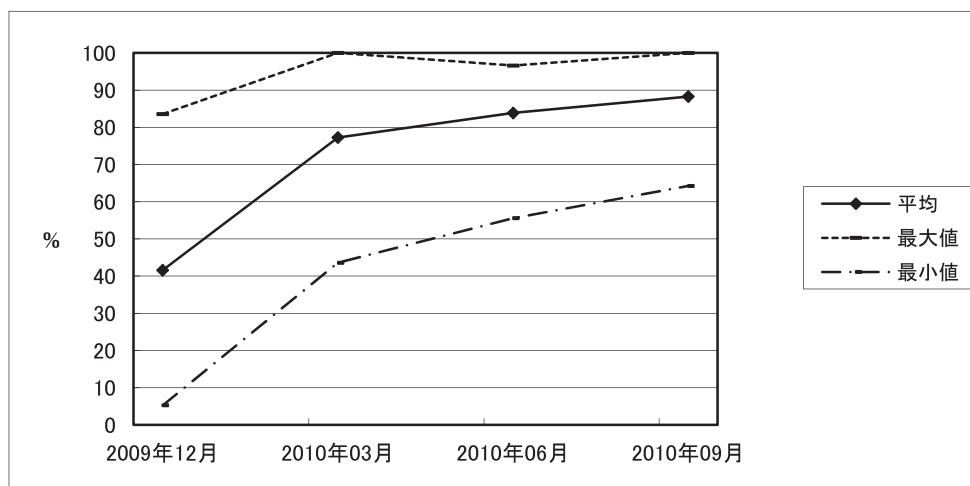
同法が施行された直後の2009年12月における実行率が、36.6%と最も低い。初期においては、実行のための態勢が十分に整っていなかったことや、顧客からの要望にどの程度応じるべきかについて、各行が混乱していた模様が、ここから窺い知れる。とりわけ、最低値は5.6%となっており、少なくとも初期においては、実行に著しくもたついていた銀行も存在していたこととなる。

しかし、その後は、74.5%、81.5%、86.6%と時間の経過とともに上昇していく傾向にあり、顧客からの要望の比較的多くが実行に移されている。一方で、最大値と最小値の差は、主に最小値の上昇によって、縮小していく傾向にはあるものの、依然として大きく残っており、顧客からの申し込みをより多く実行に移している銀行とそうでない銀行との乖離は存在し続けていることとなる。

ところで、信用保証を受けている債権とそうでない債権とでは、実行率に差が生じているのであろうか。このことを明らかにすべく、図3に信用保証を受けていない案件の実行率の平均値の推移を、図4にそれを受けている案件の実行率の平均値の推移をそれぞれ示した。

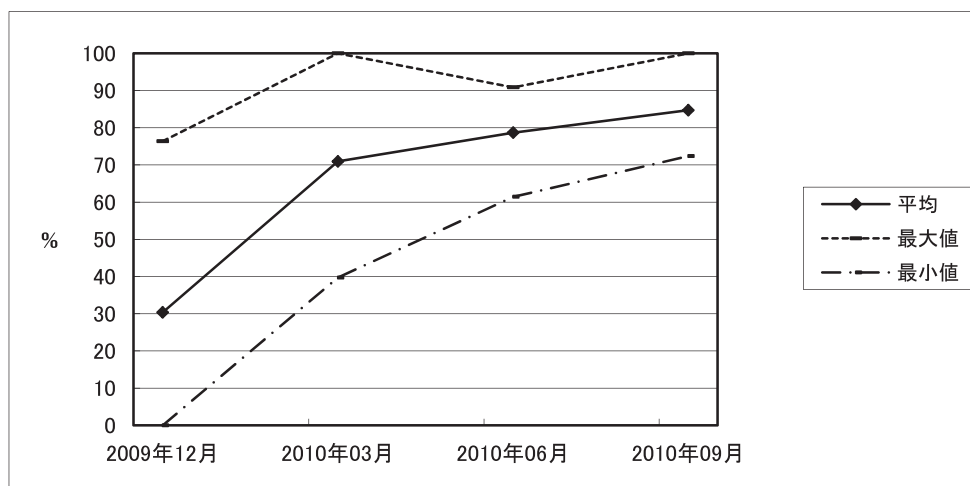
<sup>9)</sup> 総申し込み件数とは、中小企業金融円滑化法にまつわる「実行」、「謝絶」、「審査中」、および「取り下げ」の件数の総計である。

図3. 実行率の推移（信用保証を受けていないもの）



(出所) 各行のディスクロージャーデータ

図4. 実行率の推移（信用保証を受けているもの）



(出所) 各行のディスクロージャーデータ

平均値の推移を見比べると、いずれの時期においても、信用保証を受けていない債権の実行率のほうが、受けている債権のそれよりも高くなっている傾向にあることが分かる。信用保証付きの債権のうち、とりわけ緊急保証を受けているものについては、デフォルトリスクを信用保証協会が100%保証してくれるため、理論的に解釈すれば、銀行が必死に債権を回収しようとするインセンティブは下がる（いわゆるモラルハザードが発生する）ものと考えられる<sup>7)</sup>。換言すれば、銀行がデフォルトリスクを100%負うこととなる信用保証のない債権については、できるだけ確実に回収しようとする銀行のインセンティブが高まるのが自然であるため、当該債権の返済条件の変更により積極的に対応しているという事実は、一見意外に感じられる。

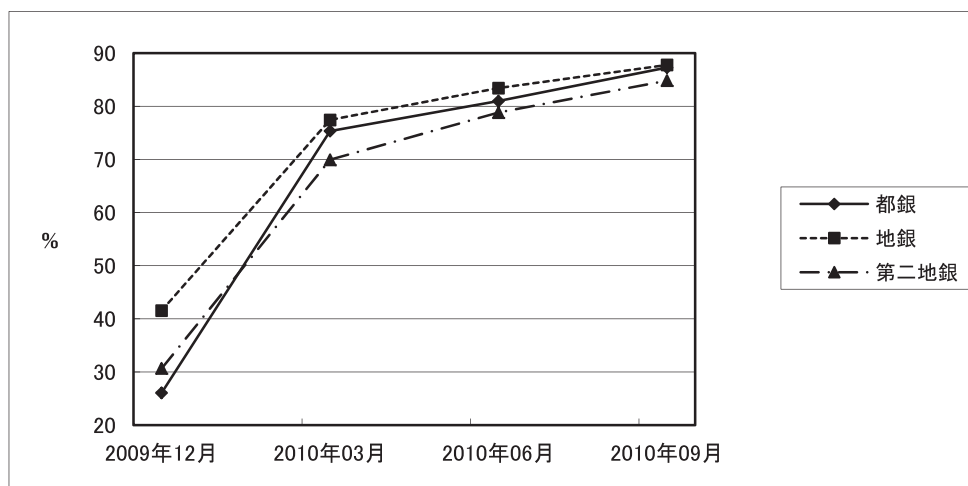
一方で、信用保証付きの債権については、前述のような銀行のモラルハザードを防止するために、慎重

<sup>7)</sup> 近藤（2010）は、責任共有制度の債権と緊急保証制度のそれとの金利設定に相違が見られるかを分析し、銀行のモラルハザードの有無を検証している。

な審査を行うことなどによって、できるだけ確実に回収するよう、（暗黙にせよ）信用保証協会による圧力がかかっている可能性も考えられる。また、信用保証のない債権については、銀行側が、できるだけ確実に回収したいというインセンティブを持つため、融資審査やモニタリングにより力を注いでおり、相対的に多くの情報を蓄積できているがために、同法に基づく申し込みがあった際の審査が迅速に行えている可能性も指摘できる。さらに、信用保証のない債権については、厳しい景況が原因で一時的な苦境に陥っている企業に対し、返済猶予等の救済の手を積極的に差し伸べることによって、景気回復時により確実に回収したいと考えている可能性もあるだろう。もし、こうした構想に基づく対応がとられているのであれば、政府が、リレーションシップ・バンキングの推進を通じて実現を目指している地域経済活性化のための銀行・企業間の関係が適切に構築されていることとなる。

次に、業態によって、実行度合いに相違があるかを明らかにしよう。図5に、都銀、地銀、および第二地銀のそれぞれの実行率の平均値の推移を示した。

図5. 実行率の推移（業態別）



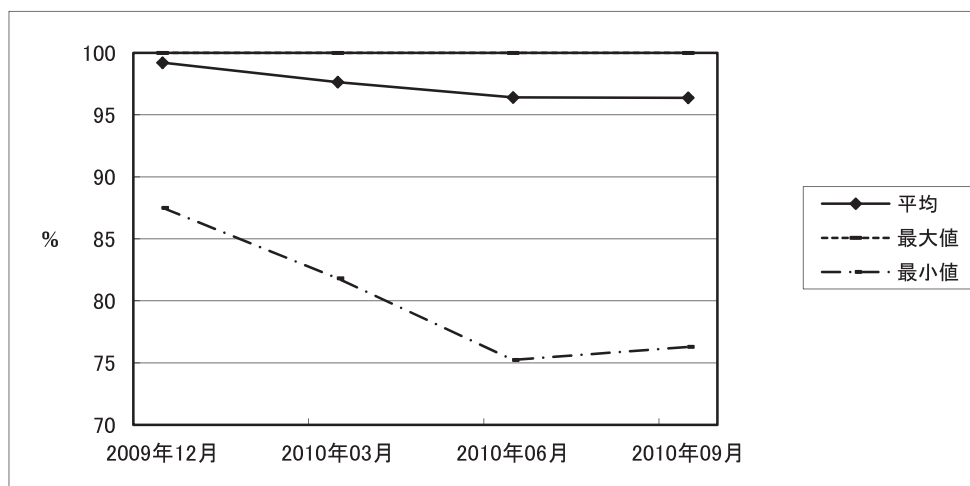
(出所) 各行のディスクロージャーデータ

混乱が大きかったことが予想される初期を除けば、業態による圧倒的な差は存在しないが、リレーションシップ・バンキングを实践すべき地域銀行に注目すると、いずれの時期においても、地銀の実行率のほうが第二地銀のそれよりも高い傾向にある。バブル崩壊後、第二地銀の経営破綻が相次いだ一方、地銀はそうでなかったことを考慮すると、地銀のほうが優良な顧客が相対的に多く、顧客からの申し込みに応じやすい状況にあるのかもしれない。また、地銀の審査ノウハウのほうが相対的に優れており、第二地銀よりも審査に手間取らずに、迅速に実行に移している可能性も指摘できるであろう。

#### (ii) 「実行」と「謝絶」の件数のみを分母にとって算出したケース

次に、「審査中」と「取り下げ」の案件を総申し込み件数から除き、「実行」と「謝絶」の合計件数のみを分母にとって算出した実行率の平均値の推移を図6に示した。

図6. 実行率の推移（実行と謝絶のみを分母にとったケース）



(出所) 各行のディスクロージャーデータ

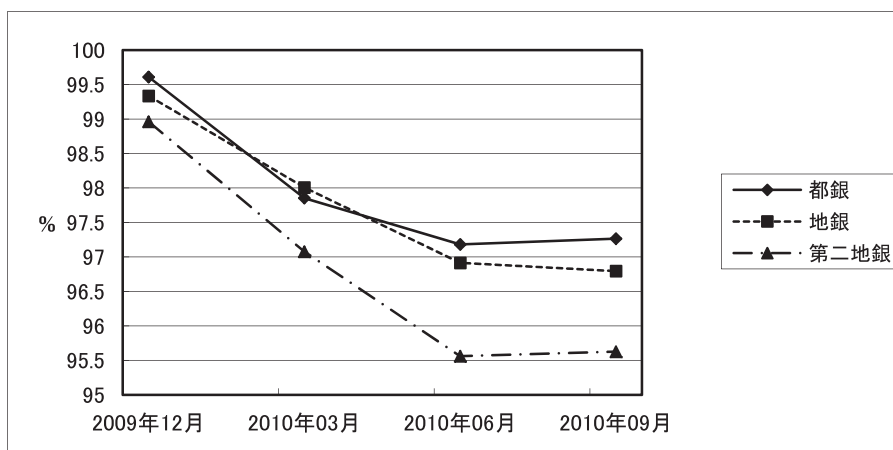
(i) では、初期における実行率が極めて低く、それ以降、上昇していく傾向が観察されたが、ここでは、それとは逆の傾向が見出せる。このことから判断すると、初期においては、まだ要領が把握できておらず、審査に手間取られていた可能性が指摘できる。また、制度発足当初は、返済に困難をきたしている企業が、返済条件の変更を依頼する申し込みをしてみたものの、同法に基づく措置を受けてしまうと、今後の融資に不利に働く可能性があることを懸念し、申し込みを取り下げていった可能性も考えられる。

次項においても論じるように、実行の可否を判断するのに要する審査の時間は、これまでに良質なソフト情報を多く蓄積しており、かつ、それらを的確に分析するノウハウを持っている銀行ほど、速くなるのが一般的だと考えられる。また、然るべき企業が同法に基づく措置を受けた際に、今後の融資に悪影響が及ぶかもしれないという企業側の懸念を払拭すべく努力を行うことが、リレーションシップ・バンキングの理念に照らし合わせれば、銀行のとるべき行動だと解釈される。したがって、実行率を算出する際に、「審査中」と「取り下げ」の案件を母数から除いて算出したものが、より実態を反映していると解釈するのは短絡的だと考えられるが、こうした方法で算出された実行率は、軒並み95%を超えており、謝絶された案件は、少なくとも実行された案件に比べれば、極めて少数だと言えよう。

一方で、この算出方法においても、最大値と最小値の間に大きな開きが観察される。最大値は、軒並み100%をとっているのに対し、最小値は、平均を大きく下回っている。再建の見込みのある取引先の苦境時には、銀行が積極的に救済に乗り出すべきだと考えられるし、ソフト情報の蓄積、およびそれらを活用するノウハウが不足しているがために、企業の信用力を十分に把握できずに、謝絶が多くなっている可能性もある反面、再建の見込みのない企業の安易な救済は、バブル崩壊後のわが国の教訓からも明らかなように、問題を先延ばしにした結果、不況をいわずらに長引かせる原因となる。したがって、ここで提示されたデータでもって、最小値をとっている銀行の対応の是非を論じるのは適切でないだろう。

図7には、「実行」と「謝絶」の案件のみを分母にとって算出した実行率の平均値の推移を業態別に示した。

図7. 実行率の推移（実行と謝絶のみを分母にとったケース）（業態別）



(出所) 各行のディスクロージャーデータ

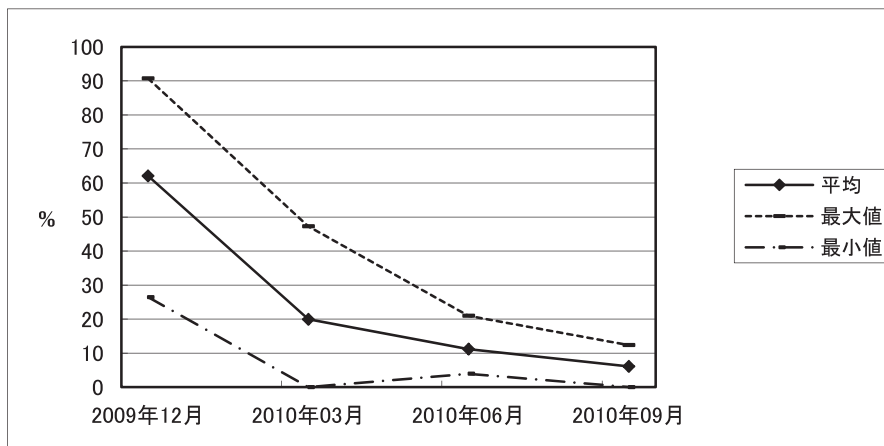
どの業態も、この方法で算出された実行率はきわめて高いが、リレーションシップ・バンキングを実践すべき地域銀行に注目すると、図5で見られた傾向と同じく、圧倒的な差は存在しないものの、第二地銀よりも地銀のほうが、いずれの時期をとっても高い値をとっている。ここでは、図5とは異なり、「審査中」や「取り下げ」の案件を分母から外しているため、第二地銀のほうが謝絶の割合が高いと解釈することができる。

これについては、図5の箇所においても論じたように、第二地銀の抱える顧客層のほうが、相対的に信用力が低く、顧客からの申し込みを断らざるを得ないケースが多いことが理由の1つとして考えられる。また、第二地銀のほうが、相対的に経営体力が脆弱であり、過大なリスクをとる余力が残されていないがために、潜在的な不良債権と将来の処理コストの拡大を防止すべく、厳しい判断を下している可能性も指摘できる。

## (2) 審査中率の推移

前項で論じたように、中小企業金融円滑化法の実行の可否に対する銀行の意思決定の迅速さを表すと考えられる審査中の比率の平均値の推移を図8に示した。

図8. 審査中率の推移

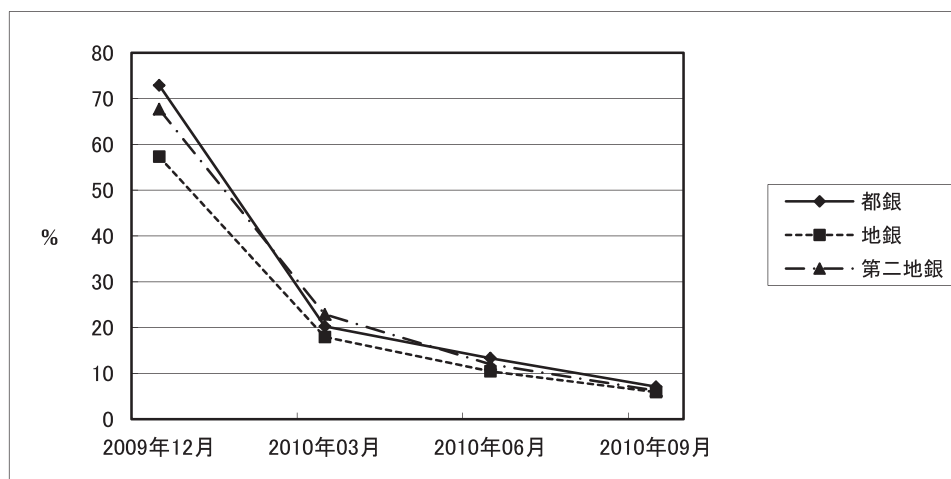


(出所) 各行のディスクロージャーデータ

やはり、同法が施行された直後においては、銀行の戸惑いを反映してか、審査中率が平均で60%を超えており、最大値に至っては90%となっている。しかし、時間の経過とともに、銀行も要領がつかめてきたためか、より迅速な判断が行えるようになってきた様が見て取れる。最大値と最小値の開きが、最大値の下落により、時間の経過とともに縮小していることから、このことが窺えよう。

図9には、審査中率の平均値の推移を業態別に示した。

図9. 審査中率の推移（業態別）



(出所) 各行のディスクロージャーデータ

図8で見られた傾向と同じく、どの業態も、時間の経過とともに、迅速な審査結果が下せるようになってきていることが分かる。とりわけ、地域銀行の審査中率を比較すると、いずれの時期においても、地銀のほうが低い値を示していることに注目される。すなわち、地銀のほうが、迅速な意思決定が行えていることとなり、前項においても論じたように、地銀の情報収集能力が相対的に高かったり、地銀の持っている審査ノウハウのほうが、第二地銀に比べ、相対的に高度であったりすることが、このことに影響しているものと考えられる。

### 3. 推定モデルとデータ

次に、こういった属性を持つ銀行が、中小企業金融円滑化法に基づく返済条件の変更に積極的に応じているかを明らかにしていこう。具体的には、2010年3月期のデータを用いて、下記の(1)式を推定してみることにする<sup>8)</sup>。なお、ここでのサンプルは、リレーションシップ・バンキングの理念と中小企業金融円滑化法との関連を考慮し、リレーションシップ・バンキングを実践すべき地域銀行に限定している。また、回帰分析に当たっては、誤差項の分散不均一の可能性を考慮し、標準誤差を White heteroskedasticity-consistent errors で算出する。

<sup>8)</sup> ただし、都道府県別データについては、本研究を行った時期に入手できる最新のデータが2009年3月期のものであったため、これを用いることとした。



$$Practice_i = c_0 + c_1 \log Asset_i + c_2 Capital_i + c_3 Nonperform_i + c_4 Risk_i + c_5 ROA_i + c_6 Concentration_i + c_7 \log Tax_i + c_8 Elder_i \quad (1)$$

被説明変数の  $Practice_i$  は、同法に基づく返済条件変更の実行率である。添え字  $i$  は、いずれも  $i$  銀行を表している。

$Asset_i$  は、総資産であり、規模の代理変数である。規模の経済性が働く大規模な銀行ほど、コストが節減できており、返済条件の変更を受け入れやすい状況にあるのであれば、顧客からの申し込みに積極的に応じている可能性がある。この場合、 $Asset_i$  の係数は、プラスの符号をとることとなる。

$Capital_i$  は、自己資本比率が、規制水準をどの程度上回っているかを算出したものであり、規制に比した自己資本の充実度を表す変数である。BIS 基準の達成が求められている銀行については、自己資本比率から要求水準である 8% を差し引いており、国内基準の達成が求められている銀行については、自己資本比率から要求水準の 4% を差し引いて算出している。自己資本比率に余裕のある銀行ほど、不測のリスクへの備えが高く、将来不良債権処理に迫られたとしても、その余力が多く残されていることとなる。また、当面の利息収入などが減ったとしても、経営に与える影響は軽微であると考えられる。こうした銀行ほど、同法に基づく申し込みをより多く実行に移しているのであれば、 $Capital_i$  の係数は、プラスの符号をとるであろう。

一方で、自己資本比率の高さは、銀行にリスク回避的な行動を促すようにも働き得る<sup>9)</sup>。すなわち、返済条件の変更に応じた結果、将来の処理損失が拡大する可能性も否定できず<sup>10)</sup>、自己資本比率に余裕のある銀行ほど、こうしたリスクを嫌う傾向にあるのであれば、 $Capital_i$  の係数は、マイナスの符号をとることとなる。

$Nonperform_i$  は、リスク管理債権を貸出金で除したものであり、不良債権比率を表している。現段階で抱えている不良債権の少ない銀行ほど、返済条件の変更に応じた結果、将来の不良債権が増大したとしても、経営に差し支えないと考えているかもしれない。この場合、 $Nonperform_i$  の係数は、マイナスの符号をとるであろう。

一方、不良債権比率の高い銀行ほど、現段階での不良債権をこれ以上増やしたくないがために、より広範な債権を不良債権に分類しなくても良いとしている同法を隠れ蓑にし、明白な問題債権についても、返済条件の変更に応じることを通じて、問題を先延ばしにしている可能性もある。これは、現段階において、多額の不良債権を抱えている銀行が、さらなる潜在的な不良債権を多く抱え込む原因となり、問題視されるべき行動であるが、もし、こうした対応がとられているのであれば、 $Nonperform_i$  の係数は、プラスの符号をとることとなる。

$Risk_i$  は、保有株式を総資産で除したものであり、リスクを積極的にとっているかを表す代理変数である。株価は大きく変動し得るため、株式を多く保有している銀行ほど、一般にリスクを積極的にとっているものと考えられる。こうした銀行ほど、将来の損失が拡大するリスクもある返済条件の変更積極的に応じているのであれば、 $Risk_i$  の係数は、プラスの符号をとることとなる。

$ROA_i$  は、総資産当期利益率である。多額の利益を上げている銀行ほど、当面の利息収入などの利益を度外視できるのであれば、そうした銀行ほど、顧客からの申し込みに積極的に応じている可能性がある。

<sup>9)</sup> 家森 (2006) などを参照。

<sup>10)</sup> なお、将来の不良債権化に備えて、予防的に貸倒引当金を積んでいる銀行もある。

この場合、 $ROA_i$ の係数は、プラスの符号をとるであろう。また、高い利益を上げているということは、ハイリスクな経営を行っていることの裏返しである可能性もある<sup>11)</sup>。そうであれば、高い利益を上げている銀行ほど、再建の見込みが低く、将来の債権価値が大きく目減りするリスクの高い企業であっても、わずかな再建の望みにかけて、同法に基づく申し込みに応じることを通じて、元利金の完全回収（もしくは、それに近い額の回収）を目指すかもしれない。この場合も、 $ROA_i$ の係数は、プラスの符号をとることとなる。

$Concentration_i$ は、 $i$ 銀行の本店が所在している都道府県に本店が立地している地域銀行と信用金庫の貸出金のデータを用いて算出したハーフィンダール指数であり、地域市場における競争度を表す変数である。金融機関間の競争が激しい地域の銀行ほど、顧客の要求に応じなければ、顧客離れが起こる可能性が高い。そうであれば、競争の激しい地域にある銀行ほど、顧客をつなぎとめておくべく（もしくは、新規顧客を開拓すべく）、顧客からの申し込みに積極的に応じている可能性がある。この場合、 $Concentration_i$ の係数は、マイナスの符号をとることとなる。

$Tax_i$ は、 $i$ 銀行の本店が所在している都道府県の地方税収入額を総人口で除したものであり、経済的な豊かさを表す代理変数である。経済的に裕福な地域の銀行ほど、その景況の良さから、当面の利益を度外視しやすい状況にあるかもしれない。また、多くの顧客からの申し込みに応じた結果、将来の処理損失が拡大したとしても、他の優良顧客との取引から得られる収益によってそれをカバーする余力が高いかもしれない。この場合、 $Tax_i$ の係数は、プラスの符号をとることとなる。

一方で、経済的に裕福でなく、厳しい景況下に置かれている地域の銀行ほど、リレーションシップ・バンキングの理念に従い、地域の景況を回復させるべく、一時的な経営難に陥っている企業の救済へ、同法を通じて積極的に乗り出しているかもしれない。そうであれば、 $Tax_i$ の係数は、マイナスの符号をとるであろう。

$Elder_i$ は、 $i$ 銀行の本店が所在している都道府県の65歳以上人口の比率であり、企業の経済活動の活発さを表す代理変数である。高齢化が進んでいる地域ほど、企業の主要な担い手である生産年齢人口の比率が低いと、一般に企業による経済活動は活発でないものと考えられる。こうした地域の銀行は、顧客からの返済条件変更の申し込みを多く受け入れてしまうと、現在、そして将来的に厳しい経営を迫られる可能性がある。こうした状況を回避するために、申し込みに応じることを躊躇する銀行が多いのであれば、 $Elder_i$ の係数は、マイナスの符号をとることとなる。

一方、企業の経済活動が活発でなく、厳しい経済状況に直面している地域の銀行ほど、リレーションシップ・バンキングの理念を考慮し、将来の地域経済、ひいては、自行の経営状態の回復を目指すべく、一時的な不振に陥っている企業の申し込みを積極的に実行に移しているかもしれない。この場合、 $Elder_i$ の係数は、プラスの符号をとるものと考えられる。

なお、本稿で用いるデータの記述統計量は、表1の通りである。

<sup>11)</sup> Cantor and Packer (1997), Pottier and Sommer (1999), 近藤 (2008) 等の研究においても、レバレッジとROAの大きい企業ほど、信用リスクが高い可能性があるとして分析を行っている。

表1 記述統計量

	<i>Asset</i>	<i>Capital</i>	<i>Nonperform</i>	<i>Risk</i>	<i>ROA</i>	<i>Concentration</i>	<i>Tax</i>	<i>Elder</i>
平均	2842199	6.502	3.671	1.628	0.129	4100.700	0.133	23.568
メディアン	2188232	6.500	3.400	1.497	0.166	4037.088	0.122	23.758
最大値	11681828	11.550	8.977	6.947	0.817	7781.829	0.422	28.659
最小値	228252	3.400	1.547	0.265	-1.456	614.640	0.082	16.953
標準偏差	2322047	1.702	1.352	0.996	0.283	1608.252	0.062	2.623
サンプル数	103	103	103	103	103	103	103	103

(注) *Asset*と*Tax*の単位は、いずれも百万円である。

データの出所は、以下の通りである。銀行の財務諸表に関するデータは、日経NEEDSのものを利用し、同データベースにおいて欠落している分については、『全国銀行財務諸表分析』(全国銀行協会)を用いて補った。都道府県別データは、『民力』(朝日新聞出版)から引用した。出所のおおもとは地方税収入額については、『総務省自治財務局財務調査課調』、人口については、『住民基本台帳人口要覧』(総務省自治行政局市町村課編)である。

## 4. 分析結果

### (1) 実行率の推定結果

まず、(1)式の被説明変数の実行率の算出に当たり、「実行」、「謝絶」、「審査中」、および「取り下げ」の総件数を分母にとったケースの推定結果を表2に示した。表2には、すべての申し込み(すなわち、信用保証を受けているものと受けていないものの合計)を対象として実行率を算出したケース、信用保証を受けていない申し込みのみを対象として実行率を算出したケース、信用保証を受けている申し込みのみを対象として実行率を算出したケースの3ケースに分け、推定結果をそれぞれ示している。

表2 実行率の推定結果(総件数を分母にとったケース)

	すべて	信用保証なし	信用保証あり
定数項	28.805 (1.209)	33.275 (1.324)	14.100 (0.589)
<i>Asset</i>	1.584 (1.336)	1.759 (1.381)	1.810 (1.443)
<i>Capital</i>	0.930** (2.158)	1.497*** (3.133)	-0.104 (-0.188)
<i>Nonperform</i>	-0.937 (-1.297)	-1.364* (-1.784)	-0.680 (-0.762)
<i>Risk</i>	0.930 (1.402)	1.095 (1.605)	0.350 (0.368)
<i>ROA</i>	4.927 (1.206)	2.144 (0.548)	3.608 (0.843)
<i>Concentration</i>	-0.001** (-2.314)	-0.001 (-1.032)	-0.001** (-2.422)
<i>Tax</i>	-21.115 (-1.049)	-21.369 (-0.946)	31.644 (1.125)
<i>Elder</i>	1.086** (2.618)	0.729 (1.533)	1.466*** (3.244)
修正済み R <sup>2</sup>	0.303	0.270	0.160
サンプル数	103	103	103

(注) カッコ内はt値。\*\*\*は1%水準、\*\*は5%水準、\*は10%水準で有意であることを示している。

まず、すべての申し込みを対象としたケースの推定結果を見ると、*Capital*の係数が、5%水準で有意なプラスの符号をとっている。つまり、返済条件の変更に応じた結果、当面の利益が減ったり、その債権が、将来不良債権化し、損失が拡大してしまった場合であっても、それらに対処する余力の高い自己資本の充実している銀行ほど、顧客からの申し込みを実行していることとなる。ここから、自行の経営体力を考慮しつつ、同法の対応に当たっている様子が窺える。

*Concentration*の係数が、5%水準で有意なマイナスの符号をとっており、金融機関間の競争が激しい地域の銀行ほど、返済条件の変更に応じていることとなる。第3節において予想された通り、競争の激しい地域では、顧客からの要望に消極的な姿勢を示すと、顧客離れが起こったり、マイナスの風評が広がり、新規顧客を獲得しづらくなったりすることが、金融機関に実行を促している可能性がある。

*Elder*の係数が、5%水準で有意なプラスの符号をとっている。ここから、高齢化が進んでおり、企業の経済活動が活発でない地域の銀行ほど、顧客からの申し込みを受け入れていることが分かる。企業の経済活動が活発でない地域は、景況の落ち込みの激しいところも多いと考えられるが、そうした地域の銀行ほど、高い能力を持ってはいるが、景況の悪化に伴い、一時的に不振に陥っている企業の再建、ひいては、地域経済の回復のために、企業の救済に積極的に取り組んでいると考えられる。

次に、信用保証を受けていないケースと受けているケースの推定結果を比較していこう。*Capital*の係数は、信用保証を受けていないケースにおいては、1%水準で有意なプラスの符号をとっているものの、受けているケースにおいては、有意でない。第1節において論じたように、信用保証を受けていない融資が焦げ付いた場合、銀行がその損失を100%負わねばならないが、信用保証を受けている融資がデフォルトに陥ったとしても、(緊急保証付きであれば)信用保証協会が100%保証してくれる。そのため、自己資本に余裕のない銀行は、信用保証を受けていない債権の将来の損失拡大を回避すべく、申し込みの実行に慎重になっている可能性がある。

また、信用保証を受けていないケースにおいて、*Nonperform*の係数が、新たに10%水準で有意なマイナスの符号をとっている。前述のように、信用保証を受けていない融資については、銀行が貸し倒れリスクを100%負担しなければならないので、すでに多額の不良債権を抱えている銀行が、将来不良債権がさらに増大し、処理コストがかさむリスクを懸念し、同法の実行を躊躇していると考えられる。

市場環境に関する変数については、信用保証を受けているケースにおいてのみ、すべての申し込みを対象とした推定結果と(質的に)同じく、*Concentration*の係数が、5%水準で有意なマイナスの符号を、*Elder*の係数が、1%水準で有意なプラスの符号をそれぞれとっている。つまり、金融機関間の競争が激しい地域の銀行は、貸し倒れリスクをまったく負わなくてもすむ信用保証付きの債権についてのみ、返済条件の変更に積極的に応じており、かつ、企業の経済活力の高くない地域の銀行も、そうした債権についてのみ、顧客からの申し込みを積極的に受け入れているのである。換言すれば、厳しい市場環境の下に置かれているこうした地域の銀行は、自行がデフォルトリスクを100%負担しなければならない債権の申し込みに対しては、実行に移すことに相対的に慎重になっている可能性が窺える。

さらに、(1)式の被説明変数の実行率に、同法に基づく申し込みのうち、「実行」と「謝絶」の案件のみを分母にとって算出した値をとり、推定した結果を表3に示した。

表3 実行率の推定結果（実行と謝絶のみを分母にとったケース）

	すべて	信用保証なし	信用保証あり
定数項	98.092*** (19.829)	101.128*** (18.230)	93.721*** (19.254)
<i>Asset</i>	-0.104 (-0.358)	-0.270 (-0.842)	0.073 (0.241)
<i>Capital</i>	0.194 (1.609)	0.272** (2.141)	-0.014 (-0.101)
<i>Nonperform</i>	0.020 (0.090)	-0.047 (-0.201)	-0.054 (-0.246)
<i>Risk</i>	0.424* (1.926)	0.490** (2.112)	0.233 (1.012)
<i>ROA</i>	1.991 (1.179)	1.729 (1.014)	1.225 (0.821)
<i>Concentration</i>	-0.000 (-1.470)	-0.000 (-0.573)	-0.000* (-1.776)
<i>Tax</i>	-9.650 (-0.828)	-7.998 (-0.644)	3.389 (1.086)
<i>Elder</i>	0.042 (0.461)	-0.033 (-0.303)	0.146 (1.562)
修正済み R <sup>2</sup>	0.095	0.057	0.025
サンプル数	103	103	103

(注) カッコ内はt値。\*\*\*は1%水準, \*\*は5%水準, \*は10%水準で有意であることを示している。

すべての申し込みを対象としたケースの推定結果においては、*Risk*の係数が、10%水準で有意なプラスの符号をとっている。同法に基づく申請を実行に移すか否かという視点から見ると、証券投資においてリスクを積極的にとっている銀行ほど、やはりここにおいても、将来のリスクを過度に恐れることなく実行に移している様が窺える。

また、信用保証を受けていないケースと受けているケースの推定結果を見比べると、受けていないケースにおいてのみ、*Capital*の係数が、5%水準で有意なプラスの符号をとっている。やはり、表2の箇所においても論じたように、自行がデフォルトリスクを100%負わねばならない債権については、自行の自己資本の充実度を考慮して、同法の対応に当たっていると考えることができる。

*Risk*の係数は、信用保証を受けていないケースにおいてのみ、5%水準で有意なプラスの符号をとっている。信用保証の付いている債権については、デフォルトに陥ろうとそうでなかろうと、損失は発生しない。しかし、信用保証のない債権がデフォルトに陥れば、自行で損失を補填しなければならないので、リスク指向の高い銀行は、こうした債権については、(不確実性は付きまとうものの) 将来の再建、および全額回収の望みにかけて、申し込みを実行に移しているものと考えられる。

また、信用保証を受けているケースにおいてのみ、*Concentration*の係数が、10%水準で有意なマイナスの符号をとっている。金融機関間の厳しい競争にさらされている銀行は、地域における自行の評判を高めるべく、顧客からの申し込みを積極的に受け入れる必要性に迫られているものと考えられるが、表2で見られた傾向と同じく、自行がリスクをまったく負わなくてもすむ債権についてのみ、申し込みを実行していることとなる。

## (2) 審査中率の推定結果

本項では、同法に基づく企業からの申し込みに対し、どういった属性を持つ銀行が、より迅速に判断を下しているかを明らかにしよう。具体的には、(1)式の被説明変数の*Practice*に審査中の比率をとり、推定を行うこととする。推定結果は、表4の通りである。

表4 審査中率の推定結果

	すべて	信用保証なし	信用保証あり
定数項	63.040*** (3.079)	54.605** (2.470)	77.678*** (3.710)
<i>Asset</i>	-1.718* (-1.710)	-1.545 (-1.426)	-2.100* (-1.978)
<i>Capital</i>	-0.659* (-1.920)	-1.086*** (-2.880)	0.127 (0.279)
<i>Nonperform</i>	0.606 (1.145)	1.022* (1.779)	0.268 (0.385)
<i>Risk</i>	-0.314 (-0.540)	-0.530 (-0.893)	0.180 (0.218)
<i>ROA</i>	-1.721 (-0.676)	-0.415 (-0.154)	-0.679 (-0.244)
<i>Concentration</i>	0.001* (1.924)	0.000 (0.640)	0.001** (2.204)
<i>Tax</i>	13.926 (1.123)	13.236 (0.963)	-20.685 (-0.898)
<i>Elder</i>	-0.884** (-2.511)	-0.568 (-1.403)	-1.203*** (-3.060)
修正済み R <sup>2</sup>	0.241	0.216	0.127
サンプル数	103	103	103

(注) カッコ内はt値。\*\*\*は1%水準, \*\*は5%水準, \*は10%水準で有意であることを示している。

*Asset*の係数が、10%水準で有意なマイナスの符号をとっている。つまり、地域銀行の中でも、規模の大きいところほど、より多くのソフト情報を蓄積できていたり、より優れた審査ノウハウを持っていたりすることから、迅速な判断が行えているものと考えられ、直感と符合する。

*Capital*の係数も、10%水準で有意なマイナスの符号をとっている。前項において、自己資本の充実している銀行ほど、返済条件の変更を受け入れているという結果が得られているが、仮に不良債権化し、損失が拡大した場合でも、それを処理する余力の高い銀行ほど、実行に向けた迅速な判断が下せていると考えられる。

*Concentration*の係数が、10%水準で有意なプラスの符号をとっている。厳しい競争環境の下に置かれている銀行ほど、顧客の信用が失墜し、結果として(新規, 既存双方の)顧客離れが起こるのを防止すべく、迅速な対応を心がけている様子が窺える。逆に言えば、集中度が高く、顧客離れの懸念の少ない地域の銀行ほど、必ずしも迅速な対応に迫られていないこととなる。

*Elder*の係数が、5%水準で有意なマイナスの符号をとっている。高齢化が進行しており、企業の経済活動が活発でない地域の銀行ほど、リレーションシップ・バンキングの理念にもつながる、将来性はあるが、一時的に不振に陥っている企業をより早期に救済するために、迅速な判断を下している可能性がある。

信用保証を受けていないケースと受けているケースの推定結果を見比べると、前者においては、*Nonperform*の係数が、新たに10%水準で有意なプラスの符号をとっている。デフォルトリスクを銀行がすべて負担することとなる信用保証の付いていない債権については、不良債権の新規発生を防止したい銀行ほど、将来不良債権化し、処理コストがかさむリスクの高い申し込みを見極めるべく、慎重な審査を行っているものと予想される。

また、信用保証を受けているケースにおいてのみ、すべての申し込みを対象とした推定結果と(質的に)同じく、*Concentration*の係数が、5%水準で有意なプラスの符号を、*Elder*の係数が、1%水準で有意なマイナスの符号をそれぞれとっている。ここから判断すると、金融機関間の競争が激しかったり、高齢化により企業の経済活力が低かったりする、いわゆる迅速な対応に迫られていると考えられる地域の銀行は、

自行がデフォルトリスクを負わなくてもすむ信用保証付きの債権についてのみ、早急な判断を下している可能性がある。換言すれば、こうした環境下にある銀行であっても、自行が損失を負うリスクのある債権については、相対的に慎重な審査を行っている可能性を否定できないのである。

## 5. おわりに

本稿では、リレーションシップ・バンキングの実践が、地域金融機関に強く要求されている環境の下において、リレーションシップ・バンキングの取り組みの一環として機能することが期待される中小企業金融円滑化法への地域銀行による取り組みを、各行のディスクロージャーデータを用いて実証的に分析した。

まず、時系列での分析から、混乱があったと予想される初期を除けば、概ね多くの申し込みが実行に移されていることが明らかにされた。また、信用保証を受けている案件と受けていない案件とを比較したところ、銀行がデフォルトリスクを全く負わなくてすむ信用保証付きの債権のほうが、より慎重に実行に移されているという意外な傾向が見出せた。業態別に分けたケースでは、地銀の実行率のほうが、第二地銀のそれよりも高いという傾向が観察された。この理由としては、地銀のほうが、信用力の高い顧客が相対的に多いこと、地銀の情報収集能力や審査ノウハウのほうが、相対的に優れていることなどが指摘された。

次に、同法に基づく顧客からの申し込みをより積極的に実行に移している地域銀行の属性について分析した。「実行」、「謝絶」、「審査中」、および「取り下げ」の総件数を分母にとって実行率を算出した推定結果では、銀行がデフォルトリスクを100%負わねばならない信用保証を受けていない債権については、自己資本に余裕のない銀行ほど、顧客からの要望を受け入れるのに慎重になっていること、多くの不良債権を抱えている銀行ほど、潜在的な不良債権の増大に伴う将来の処理コストの拡大を防止すべく、顧客からの申し込みを実行に移していないことなどが示された。つまり、信用保証のない債権については、概ね自行の経営体力を考慮した適切な対応がとられていると評価することができよう。信用保証付きの債権については、実行に際して、自行の財務体力が考慮されているわけではないが、前述のように、信用保証付きの債権のほうが、慎重に実行に移されている傾向にあることから、必ずしも深刻なモラルハザードが起こっているわけではないと考えることもできる。

また、顧客からの要望をより多く受け入れる必要性に迫られていると考えられる金融機関間の競争が激しい地域の銀行や、企業の経済活力が低い地域の銀行は、自らがデフォルトリスクを負担しなくてもすむ信用保証の付いている債権の申し込みのみを積極的に受け入れており、信用保証のない融資において、然るべき企業が救済されているかが懸念される。

「実行」と「謝絶」の案件のみを分母にとり、実行率を算出した推定結果では、企業からの申し込みを実行に移すか否かという視点から見れば、証券投資において積極的にリスクをとっている銀行ほど、実行に移しているという傾向が見出せた。先ほど、銀行は、概ね自行の経営体力を考慮して同法の対応に当たっている旨を論じたが、ここで見られたような傾向が極端に強まってしまうと、すでに多くのリスクを抱えている銀行が、さらなるリスクを背負い込んでしまうことになりかねず、状況によっては、経営が不安定化することが懸念されよう。

さらに、審査中率の決定要因を分析したところ、銀行がデフォルトリスクを100%負わねばならない信用保証の付いていないケースにおいて、仮に申し込みが不良債権化し、処理コストがかさんだ場合でも対応力の高い自己資本の充実している銀行ほど、審査が迅速であること、すでに多くの不良債権を抱えており、将来の処理コストの拡大を避けたい銀行ほど、審査に慎重であることなどが明らかにされた。また、

より早急な対応に迫られているものと考えられる競争の激しい地域の銀行や、企業の経済活動が活発でない地域の銀行は、デフォルトリスクを負担しなくてもすむ信用保証付きの債権の申し込みについてのみ、迅速な判断を下しているという傾向も観察された。

以上の分析結果から判断すると、銀行は、概ね自行の財務体力を考慮して同法の対応に当たっており、そうした側面からは評価しても良さそうである。しかし、企業の経済活力の低い地域など、リーマン・ショック後に、資金面でのサポートをより必要としていると考えられる地域において、信用保証のない融資における対応が十分でないなど、リレーションシップ・バンキングに期待される姿とは必ずしも近くない状況も垣間見えた。

ただし、同法の無秩序な実行は、潜在的な不良債権や処理コストの増大により、将来における金融機関の経営体力の著しい消耗、ひいては、不況の長期化や金融システム不安の原因ともなり得る。したがって、現在苦境に陥っている企業を一律に救済するのではなく、あくまで、一時的な経営難や資金繰り難に喘いでいるものの、現在の落ち込みから脱しさえすれば、将来的に高いパフォーマンスを上げ、地域経済の活性化に貢献することが大いに期待される場所に限定すべきである。また、財務体力の脆弱な銀行が、自行の許容能力を超えた救済に乗り出すことが望ましくないことは言うまでもない。

わが国のマクロ的な景況は回復しつつあるが、中小企業を巡る資金調達環境が未だ厳しい状況にあることを受け<sup>12)</sup>、同法に基づく特別措置の期限は、当初予定の2011年3月末から2012年3月末へ延期されることとなった。この間に、リレーションシップ・バンキングの一環であることを念頭に置いたより望ましい形での企業救済が実行されるかを分析することが今後の研究課題である。また、この特別措置が期限切れとなった後においても、リレーションシップ・バンキングの取り組みの一環として、将来性のある不振企業の救済が、適切に継続されていくかについても注目していきたい。

最後に、同法が、リレーションシップ・バンキングの取り組みの一環として機能することが期待されることから、同法の施行が、地域経済の活性化を促してきたかについて、若干の考察を加えておこう。わが国の地域経済の活動の多くは、中小企業によって担われている。すでに図1で示した中小企業の資金繰りDIを見ると、まだ正常な状態からはかけ離れているものの、同法の施行後、回復傾向が続いているし、紙面の都合上、図は省略するが、中小企業の業況判断DIも、いまだ厳しい状況にあるものの、改善していく傾向にある<sup>13)</sup>。また、地域別の業況判断DIについても、業種や地域によるばらつきは認められるものの、同法の施行後、改善されたケースが多く見られる<sup>14)</sup>。もちろん、様々な要因がこれらの指標の改善に影響していると考えられるが、同法に基づく中小企業への資金繰り支援も、地域経済に対して、一定の貢献をしてきたと評価しても良さそうである。

ただし、同法に基づく取り組みを地域経済のさらなる活性化につなげていくためには、ただ返済条件の変更に終始するのではなく、応じた先の経営改善に資するようなアドバイスや支援を同時に行っていくべきであろう。その際、地域の特性、産業構造、ニーズを考慮し、地域経済の活性化のためには、当該企業の事業のうち、どの部分をより強化していくべきか（逆に、リストラすべきか）を提案し、それを実際に実行に移すための支援が行える体制作りをすることが、まず銀行側に期待される。また、行政の側にも、従来のわが国の銀行に不足していたと考えられるこうした取り組みを<sup>15)</sup>、同法を通じて後押しできるような制度設計が望まれる。

<sup>12)</sup> さらに、2011年3月に発生した東日本大震災の被害者に対する支援という側面も十分に考慮する必要がある。

<sup>13)</sup> 「全国企業短期経済観測調査」(日本銀行)を参照。

<sup>14)</sup> 「中小企業景況レポート」(信金中央金庫)を参照。

<sup>15)</sup> 家森・近藤(2007)における愛知県の中企業に対するアンケート調査の結果を参照。



## 参考文献

- 近藤万峰 (2008) 「どのような信用金庫が格付けの取得に積極的か」『生活経済学研究』第 27 巻。
- 近藤万峰 (2010) 「愛知県の中小企業融資における金利設定行動—信用保証利用企業のデータを用いた分析—」家森信善編『地域の中小企業と信用保証制度—金融危機からの愛知経済復活への道—』中央経済社。
- 櫻川昌哉 (2002) 『金融危機の経済分析』東京大学出版会。
- 佐々木百合 (2000) 「自己資本比率規制と不良債権の銀行貸出への影響」宇沢弘文・花崎正晴編『金融システムの経済学』東京大学出版会。
- 杉原茂・笹田郁子 (2002) 「不良債権と追い貸し」『日本経済研究』第 44 号。
- 家森信善 (2004) 『地域金融システムの危機と中小企業金融』千倉書房。
- 家森信善 (2006) 『図解 これだけでわかる日本の金融』東洋経済新報社。
- 家森信善・近藤万峰 (2007) 「地域密着型金融推進計画の展開とリレーションシップバンキングの現実—愛知県アンケート調査に基づく中小企業と銀行のリレーションシップの分析—」『金融構造研究』第 29 号。
- 家森信善・近藤万峰 (2011) 「グローバル金融危機に対する日本政府および日本銀行の政策対応とその効果の検証」『会計検査研究』第 43 号。
- Cantor, R. and F. Packer (1997) “Differences of Opinion and Selection Bias in the Credit Rating Industry,” *Journal of Banking and Finance*, Vol.21, pp.1395-1417.
- Kondo, K. (2006) “Do Japanese Banks Change Their Lending Behavior to Dull Industries? A Comparison with the Bubble Period,” *International Journal of Business*, Vol.11, pp.5-15.
- Pottier, S. W. and D. W. Sommer (1999) “Property-Liability Insurer Financial Strength Ratings: Differences Across Rating Agencies,” *Journal of Risk and Insurance*, Vol.66, pp.621-642.
- Tsuru, K. (2001) “The Choice of Lending Patterns by Japanese Banks during the 1980s and 1990s: The Causes and Consequences of a Real Estate Lending Boom,” *IMES Discussion Paper Series*, 2001-E-8.

